

# 第Ⅰ編 総 則

## 第1章 計画の目的・性格

### 第1. 目 的

苅田町地域防災計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 第 42 条に基づき、本町の災害対策(災害予防、災害応急対策および災害復旧・復興)について、総合的かつ計画的な大綱として苅田町防災会議が定めたものであり、国、福岡県、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関と連携し、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保に万全を期することを目的とする。

本計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、町民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指すことが必要である。

計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。

- 一 本町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、町民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組<sup>み</sup>を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

また、計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、苅田町防災会議における委員の性別の偏りを是正するなど、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画拡大に努めるものとする。

なお、本計画にて掲げる用語の意味については次のとおりとするが、各主文の内容について、特に明示すべき場合においては正式名称を用いている。

- 町           : 苅田町
- 県           : 福岡県
- 基       本       法: 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 救       助       法: 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
- 町地域防災計画: 災害対策基本法第42条に基づき、苅田町防災会議が策定する苅田町地域防災計画をいう。
- 県地域防災計画: 災害対策基本法第 40 条に基づき、福岡県防災会議が策定する福岡県地域防災計画をいう。
- 県災害対策本部: 災害対策基本法第 23 条に基づき、福岡県が設置する県の災害対策本部をいう。
- 県地方本部: 福岡県地域防災計画に基づき、福岡県地方出先機関が地方に設置する県の災害対策地方本部をいう。
- 本       部       長: 苅田町災害対策本部長をいう。なお、町災害対策本部が立ち上がる途上段階等で町災害対策本部長の責務だけではなく、町の最高責任者として発する指示命令にあたる場合には、町長（本部長）と記載する。
- 県災害対策本部長: 福岡県災害対策本部長をいう。
- 県地方本部長: 福岡県災害対策地方本部長をいう。
- 消       防       本       部: 苅田町消防本部をいう。
- 消防本部（消防署）: 消防本部並びに消防署をいう。本計画書では、救急救助や火災鎮火活動など現場活動を主に意味する場合、あるいは他消防機関と文中で区分する必要がある場合に限り、苅田町消防署として特記しているケースがある。
- 消       防       団: 苅田町消防団をいう。
- 公   共   施   設   等: 国、県、町が所管し管理する施設をいう。公民館、コミュニティセンター等をいう。
- 教   育   施   設   等: 小・中学校、高校・大学、図書館等の学習等供与施設およびその他の付属施設等をいう。
- 土砂災害防止法: 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）をいう。
- 災           害       : 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他およぼす被害程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう（災害対策基本法第 2 条）。

## 第2. 計画の性格

苅田町地域防災計画は、苅田町の防災に関する基本計画であり、国の防災基本計画に基づいて策定したものである。よって、福岡県地域防災計画並びに指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関が策定する防災業務計画の内容と抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。

なお、本計画は、災害対策に関し関係機関の防災業務の実施内容や責任を明確にし、かつ相互間の緊密な連絡調整を図るうえでの基本的な大綱を示すものであり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは所要の修正を行っていくべきものである。その実施細目等については、関係機関にて別途定めるものとする。

## 第2章 計画の基本方針・構成

### 第1. 基本方針

本計画は、次の（Ⅰ）～（Ⅳ）を基本とし、策定する。

（Ⅰ）国、地方公共団体その他公共機関等と連携して必要な防災体制を確立する。

（Ⅱ）地域の防災対策に関し、責任の所在を明確にする。

（Ⅲ）災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興その他の災害対策について、苅田町における地域防災対策の基本計画として定めることで、総合的・計画的な防災行政を推進・確立する。

（Ⅳ）本計画の立案並びに推進に当たっては、国や県の防災関連の上位計画、および町の第5次苅田町総合計画や施策の展開方針等との整合性を有する計画内容とする。

また、本計画の策定および推進に際しては、近年における災害態様や苅田町防災アセスメント調査等で得られた町域の災害特性や土地利用状況並びに防災体制の現況等を総合的に考慮しつつ、次に示す3つの基本方針を定めて対応していくものとする。

### ～苅田町地域防災計画の基本方針～

#### 1. 東日本大震災などの災害教訓を踏まえた大規模災害対策の充実

東日本大震災は死者・行方不明者2万人弱におよぶ未曾有の大災害となった。この地震では、想定規模をはるかに超える大地震と津波により、東日本沿岸各都市は壊滅的な打撃を受けた。その後、平成28年4月には熊本において最大震度7が2回観測され、避難者はおよそ18万4000人に上った。平成30年4月時点で関連死も含めると約270人の死者が出た。また翌平成29年7月の九州北部豪雨災害では、朝倉市周辺で時間雨量100mmを超える豪雨にみまわれ、特に朝倉市内では9時間雨量778mmを観測するなど降水強度は激烈を極めた。このことにより、洪水による河川はん濫で浸水並びに土石流、崖崩れなどの土砂災害が広域かつ同時多発的に発生し、42名の犠牲者が出た。

さらに翌平成30年6月～7月にかけて九州・中国地方を中心に全国的に広い範囲で記録的な豪雨が降り、多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第1位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。大規模な河川氾濫や土石流などが相次ぎ、政府は非常災害対策本部を設置、200人を超える犠牲者や6758件を超える住家の全壊など、昭和58年7月豪雨以来、最悪の被害となった。

当町でも通期（7月5日8時～7日3時）総雨量は389.5mmを記録、特に降雨の多かった6日9時前後は各地で道路冠水や床下浸水、崖崩れが相次いだ。さらに同日夕方、気象庁より「大雨特別警報」が発表され、災害対策本部は第3配備（全職員）を動員、初の避難指示の発令とともに全11箇所の避難所設営を行い、避難誘導や応急復旧等の緊急対策に当たり、避難者は延べ83世帯187名、被害件数は137件にのぼった。

このように近年の地球温暖化による気象環境の激変は、本町周辺においても災害の大規模

化、広域化さらに複合化をもたらしており、もはや安全に回避できない状況となりつつある。さらに、社会環境面では本格的な少子高齢化社会の到来や都市化による地域コミュニティ崩壊等の社会構造の変化が著しく、防災の基本単位である地域防災力を相対的に低下させつつある。こうしたことから、本計画では東日本大震災などで得られた災害教訓を活かした大規模災害対策について多角的な見地から検討を進めつつ、より一層充実を図っていく。

なお、大規模災害対策の検討・充実に当たっては、令和2年春頃から顕在化した新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、特に避難誘導時や避難所生活における感染症対策にも万全を期すこととする。

## 2. 減災の考え方に基づいた防災まちづくりの推進

減災とは、人命の安全確保を最優先事項としつつ、災害時にはその被害を最小化するための取組みである。これは、あらかじめ町域の被害発生状況を想定しつつ、最も重要な防災面の課題について、限られた予算や資源を「選択と集中」によって効果的に投入しつつ、その被害程度を低減させようとする考え方である。

### 1) 防災まちづくりの推進、災害の軽減・防止に向けた対策

#### ① 防災活動拠点、活動体制等の整備

住民の生活地域を「防災圏」として認識を深めてもらうための環境づくりを推進し、防災対策上の「核」となる地域における施設整備をはじめ、自主防災体制や組織づくり等について積極的にこれを支援する。

#### ② 防災を考慮した都市整備（まちづくり）の推進と適正な土地利用の誘導

河川はん濫や内水はん濫、高潮や津波等による浸水被害や土砂災害を受けるおそれのある土地、さらに無秩序なミニ開発や虫食い状の街区形成について、県・町の基準・要綱等に基づいた適正な土地開発を指導していくこと等により、災害に強いまちづくりと同時に土地利用の適正な誘導を推進する。

#### ③ 各種防災対策事業の「選択と集中」による推進

災害による被害を未然に防止し、または被害拡大を低減するため防災関係機関と協力して各種法令に基づく防災対策事業を「選択と集中」により推進していく。

## 3. 自助、共助、公助の役割分担による効果的な防災対策の推進

災害から町民の生命、身体および財産を守ることは行政における最も重要な役割である。しかし、東日本大震災のように災害は予期せず発生すること、災害の大規模化または複合化は行政側の防災対策に限界があることを我々に貴重な災害教訓としてもたらした。

従って、町民や企業は平常時から災害に対し備えを強化し、ひとたび災害が発生した場合には、まず自分の身を守りさらに地域内で助け合いながら「減災」を目指すことが非常に重要となってくる。よって、町は町民や企業が自らを災害から守る「自助」、地域社会が互いに助け合う「共助」、町などの行政機構を中心とする「公助」の適切な役割分担をあらかじめ行い、これに基づいたより効果的な防災対策を推進していく。

### 1) 防災体制の整備

#### ① 防災情報の収集、伝達体制の確立および住民への広報

防災情報の収集および伝達体制を確立して、避難情報や災害情報について迅速に地域住民に提供できるよう防災体制を確立する。また、災害危険箇所の把握に努め、地域住民に被災のおそれのある旨を平常時から周知するなどして防災意識を啓発する。

#### ② 防災初動体制の整備

災害発生およびそのおそれがある場合に、町職員の非常参集体制や情報収集、連絡体制の確立並びに関係機関との緊密な連携手段など体制整備に努める。

#### ③ 施設や設備の整備および物資の備蓄、調達並びに輸送体制の確立

災害が発生し、または発生が予想される場合において円滑かつ迅速な防災活動が遂行できるよう防災関連施設や設備の整備並びに応急対策物資の整備および備蓄などを図っていく。また、支援物資の緊急輸送体制の確立に努める。

#### ④ 防災関係機関相互の協力活動体制の整備

防災活動を的確かつ円滑に実施するため、関係機関および応援協力体制との緊密な連携が図れるように平常時から調整に努める。

### 2) 避難誘導体制の整備・確立

#### ① 避難所の指定、誘導と避難者の受入れ体制の整備

集会所や公民館、地域コミュニティセンター、小・中学校、都市公園や空地などの指定一般避難所や指定緊急避難場所となる施設の確保並びに施設の維持管理を適切に行うとともに、避難施設の安全性の再評価、避難誘導および受入れ体制等を含めた避難誘導体制を確立すること等によって災害の態様に応じた安全な避難受入れ体制を確立する。

#### ② 要配慮者対策の確立

高齢者、乳幼児、傷病者、障がいのある人および外国人等の災害への対応能力が弱い者（以下、「要配慮者」という<sup>注</sup>）の平常時からの的確な把握や災害時における地域ぐるみの救助支援体制の確立、さらに避難所（指定一般避難所、指定福祉避難所）の周知および誘導など要配慮者に対する防災体制を確立していく。

注）「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

### 3) 住民の防災力向上

#### ① 防災意識の高揚と自主的組織づくりの推進

住民に対する平常時からの防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、想定される災害シナリオに基づいた防災訓練実施や自発的な防災活動への参加を促すなど、地域住民における防災意識の高揚を図る。

「表Ⅰ.1.1 【参考】第5次荏田町総合計画に示される将来都市像および政策」は資料編参照

## 第2. 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害および地勢、気象、地域の特性等から想定される災害に対して次の事項を定める。

### 荏田町地域防災計画

#### 第Ⅰ編 総則

町の防災対策の基本方針、町および関係防災機関の処理すべき事務または業務の大綱等について定める。

### 一般災害対策編(風水害、林野火災、大規模事故等の一般災害対策編)

#### 第Ⅱ編 一般災害予防計画

防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検および防災訓練や防災知識の普及など、災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限に防止するための処置についての計画を定める。

#### 第Ⅲ編 一般災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害の発生を防止し、または災害の拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達、消防・水防活動並びに被災者に対する応急的救助の処置等についての計画を定める。

#### 第Ⅳ編 一般災害復旧・復興計画

災害復旧の実施に当たっての事業計画等に関する基本的な方針、生活の確保、財政支援等についての復旧・復興計画を定める。

### 地震・津波対策編(震災対策編)

#### 第Ⅴ編 地震・津波災害予防計画

一般災害と異なる被害をもたらす地震・津波災害に関する予防計画を定める。

#### 第Ⅵ編 地震・津波災害応急対策計画

地震・津波災害の発生時における応急的対策についての計画を定める。

#### 第Ⅶ編 地震・津波災害復旧・復興計画

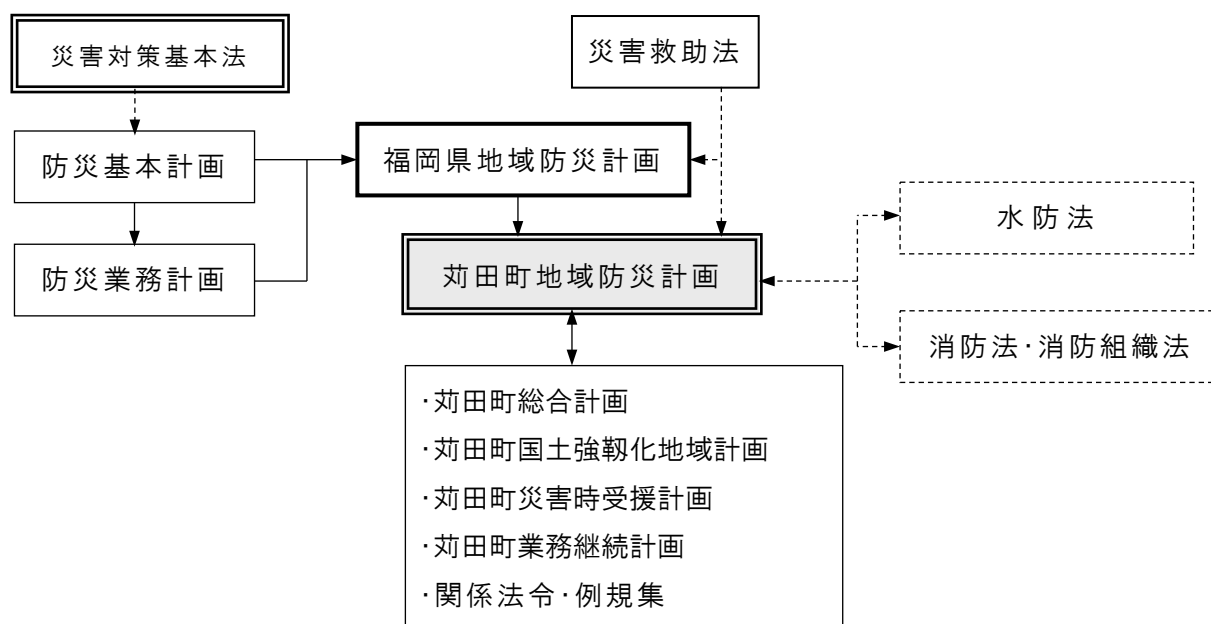
地震・津波災害の発生時における復旧・復興対策についての計画を定める。

### 資 料 編

### 第3. 他計画との関係

本計画は、災害対策基本法第42条に掲げる国の防災基本計画（防災業務計画）、福岡県地域防災計画（県地域防災計画）と矛盾、抵触するものであってはならない。また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「苅田町水防計画」とも十分な内容調整を図るものとする。

特に、今後の全体的かつ総合的な防災行政の推進を考慮し、町の基本構想および総合基本計画等の上位計画と矛盾しない防災計画の内容とする。



### 第4. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。計画の検討・修正などに際しては、苅田町防災会議は関係行政機関などに対して資料または情報の提供、意見の表明その他計画の検討・修正に必要となる内容について、協力を求めることができる。

### 第5. 計画の習熟

町並びに防災関係各機関は平常時から防災に係る研究、訓練その他の方法により本計画の習熟に努めなければならない。



## 第3章 災害の想定

「○荏田町の概況」は資料編参照  
「○荏田町の既往災害の特色」は資料編参照

### 第1節 災 害 の 想 定

荏田町にて発生する災害で、人命や家屋等の財産、公共施設、農林水産物や農林水産業施設等に大きな影響を与えると想定される主要な災害は、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川はん濫等の風水害と、地震や火災あるいは本町を縦貫する大きな交通網での交通事故災害や臨海工業地帯での工場火災等の予知できない災害とに大別される。

本町では梅雨時期や台風期に集中豪雨が発生し、河川はん濫や低地冠水等に伴う住居等の浸水が懸念されている。また、集中豪雨に伴い地盤が緩くなり急傾斜地でがけ崩れが発生する土砂災害についても散発的ではあるが発生している。

なお、地震災害については、本町ではこれまで大災害が発生していないが、町域周辺には小倉東断層や福智山断層さらに近年活動度等の再評価がなされた周防灘沖断層群（周防灘断層群主部）などの活断層による地震が想定されている。

従って、本町での災害想定に当たっては、このような既往災害履歴や県並びに本町の防災基礎アセスメント調査報告にくわえて地勢、地質、気象等の自然的条件並びに人口、都市化状況、産業の集中等の社会的条件等を総合的に勘案しつつ、次のように想定する。

なお、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組むこととする。

#### 第1. 風水害

風水害には、浸水害や溪流からの土石流や急斜面からの斜面崩壊、山腹崩壊等がある。

##### 1. 洪水による浸水害

浸水害に関しては、県河川はん濫シミュレーションに基づいた「洪水浸水想定区域」や既往浸水実績（内水はん濫範囲）、さらに堤防高や河積断面等の不足により堤内背後地への被害が予想される河川および湖沼等の水防上重要となる県の指定する危険箇所を想定する。

##### 2. 土砂災害

###### (1) がけ崩れ

がけ崩れは、県より指定・公表されている急傾斜地崩壊危険区域・危険箇所および急傾斜地に関する土砂災害防止法に基づいた土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、さらに山腹崩壊危険地区を想定する。

(2) 土石流

土石流災害は、県より指定・公表されている砂防指定地、土石流危険渓流および土石流に関する土砂災害防止法に基づいた土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、さらに崩壊土砂流出危険地区を想定する。

(3) 地すべり

地すべりは、県および林野庁などにより指定・公表されている地すべり防止区域、地すべり危険箇所および地すべりに関する土砂災害防止法に基づいた土砂災害警戒区域、地すべり危険地区を想定する。

(4) 道路災害

道路災害は、県の道路災害危険箇所として示される道路防災点検箇所を想定する。

(5) 高潮災害

高潮災害は、県により指定・公表されている高潮浸水想定区域を想定し、特に重要水防箇所に指定される白石海岸付近での災害を想定する。

## 第2. 地震災害

地震災害に関しては、福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（H24.3）を基本情報としつつ、国の中央防災会議による地震に関する想定資料などを踏まえつつ震源や震度、地震被害等を想定する。

### 1. 震源および想定震度

県では6つの活断層を対象に地震防災アセスメント調査を実施している。

本町に密接に関係するものは表Ⅰ.4.7に示す「小倉東断層」と「福智山断層」に関する想定結果であり、この他未確認の活断層により各地域の直下(深さ10km)でM6.9の地震が発生した場合(以下、基盤地震動一定と呼ぶ)も別途に想定されている。

「表Ⅰ.3.7 小倉東断層および福智山断層の諸元」は資料編参照

加えて本町に関する活断層としては、平成20年11月17日に文部科学省地震調査研究推進本部から「周防灘断層群主部」の長期評価結果が公表されており、「周防灘断層群主部で今後30年の間に地震が発生する確率は我が国では高い方に属する」という評価がなされている。

「表Ⅰ.3.8 周防灘断層群主部の特性」は資料編参照

「図Ⅰ.3.9 周防灘断層群主部の位置」は資料編参照

なお、周防灘断層群主部でM7.1～7.6の地震が発生した場合の本町における震度は、宇部沖断層群（周防灘断層群主部）による地震で「震度5強」程度であるとの資料が公表されている。

本町に最も影響を与えると想定される地震は、小倉東断層（中央下部）であり、最大震度として「震度 6 強」、また地表加速度としては「400～600gal」という想定結果が得られている。

また、市町村内での地震動分布状況をシミュレーションする基盤震動一定の場合では、最大震度が「震度 6 強」、地表加速度が「400～600gal」と、小倉東断層（中央下部）と概ね同等の想定震度や地震加速度が想定されている。これらは前述した周防灘断層帯を震源とする地震の想定震度や南海トラフの巨大地震の想定（荇田町における最大震度が「震度 5 強」）よりも、大きい地震規模が想定されている。

以上から、本町にて想定される最大地震については、次を想定する。

|        |            |
|--------|------------|
| ○最大震度  | 震度 6 強     |
| ○地震加速度 | 400～600gal |

「図 I.3.10 宇部沖断層群（周防灘断層群主部）における想定震度」は資料編参照

「図 I.4.6 荇田町における震度想定図（小倉東断層中央下部）」は資料編参照

「図 I.4.7 荇田町における震度想定図（基盤振動一定）」は資料編参照

## 2. 地震動による被害想定

地震動による被害想定は本町としてあらたな地震に関するシミュレーションを実施していないため、福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書(H24.3)の検討成果を準用する。

## 3. 液状化による被害想定

液状化による被害想定は、あらたな液状化に関するシミュレーションを行っていないため、福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書(H24.3)の検討成果を準用する。

## 4. 津波による被害想定

津波による被害想定については、福岡県「津波に関する防災アセスメント調査報告書(H24.3)」や、福岡県が津波防災地域づくりに関する法律の基本指針や国の最新の知見に基づき設定した「津波浸水想定(H28.2)」を準用する。

## 第3. 火災

火災に関しては、木造建物の密集地や危険物施設の密度の高い区域等を危険性のより高い区域として想定する。主に荇田、馬場、南原、与原の各地区および海岸部の埋立地区での火災等を想定する。

「図 I.4.10 木造建物比率区分図」、「図 I.4.11 建物密集率区分図」は資料編参照

「○災害危険箇所」は資料編参照

## 第4章 防災関係機関の業務大綱

### ～基 本 方 針～

町並びに防災関係機関等は、その施策が直接的なものであるか、あるいは間接的なものであるかを問わず、一体となり災害防止に寄与するように配慮しなければならない。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練、計画的かつ継続的な研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

防災関係機関等の防災活動に関する実施責任の所在および処理すべき事務または業務の大綱については次のとおりとする。

### 第1節 実施責任および業務の大綱

#### 第1. 苅田町

苅田町は、町域並びに町民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

《処理すべき事務または業務の大綱》

##### 1. 苅田町

###### 【災害予防】

- ・町防災会議に係る事務に関すること
- ・町災害対策本部等の防災対策組織の整備に関すること
- ・防災施設の整備に関すること
- ・防災に係る教育、訓練に関すること
- ・県および防災関係機関との連絡調整に関すること
- ・他の市町村との相互応援および広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること
- ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること
- ・給水体制の整備に関すること
- ・町管内における公共的団体および自主防災組織の充実、育成および指導に関すること

- ・町民の自発的な防災活動の促進に関すること
- ・災害危険区域の把握に関すること
- ・各種災害予防事業の推進に関すること
- ・防災知識の普及に関すること
- ・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること
- ・企業等の防災対策促進に関すること
- ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること
- ・災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること
- ・帰宅困難者対策の推進に関すること
- ・町防災行政無線など情報通信の施設整備などに関すること
- ・災害警戒避難体制等の整備に関すること
- ・保健衛生・防疫体制の整備に関すること

【災害応急対策】

- ・町災害対策本部等の防災対策組織の運用に関すること
- ・水防・消防等の災害応急対策に関すること
- ・災害に関する情報の収集、伝達および被害調査に関すること
- ・避難の準備・指示および避難者の誘導並びに指定一般避難所の開設に関すること
- ・災害時における文教、保健衛生に関すること
- ・災害広報および被災者からの相談に関すること
- ・被災者の救難・救助その他の保護に関すること
- ・被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること
- ・復旧資機材の確保に関すること
- ・災害対策要員の確保・動員に関すること
- ・災害時における交通・輸送の確保に関すること
- ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること
- ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること
- ・災害ボランティアの活動支援に関すること
- ・町所管施設の被災状況調査に関すること
- ・自衛隊への災害派遣要請に関すること
- ・災害救助法等の運用に関すること
- ・災害時における相互応援協定締結に基づいた応援要請に関すること
- ・医療救護活動に関すること
- ・給水・食料・生活必需品の確保に関すること
- ・町所管施設の被災状況調査に関すること

【災害復旧】

- ・公共土木施設、農地および農林水産用施設等の災害復旧および改良に関すること
- ・災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付け等の災害融資等に関すること
- ・町民税等の公的徴収金の猶予・減免措置に関すること
- ・罹災証明の発行に関すること

- ・義援金品の受領・保管および配分に関すること
- ・災害復興計画に関すること
- ・災害時に発生したがれきの処理に関すること

## 2. 消防本部（消防署）

### 【災害予防】

- ・消防施設、消防体制に関すること
- ・救助および救援施設・体制に関すること
- ・危険物等施設の実態把握と防護の指導監督および立入検査に関すること
- ・災害危険箇所や危険区域の把握に関すること
- ・消防知識の啓発・普及に関すること
- ・応急手当知識の啓発・普及に関すること

### 【災害応急対策】

- ・火災発生時の消火活動に関すること
- ・水防活動の協力・援助に関すること
- ・被災者の救助・救援および連絡活動に関すること
- ・被害に関する情報の収集、伝達および被害調査に関すること
- ・災害時の避難・誘導に関すること

## 第2. 福岡県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とする場合や市町村間の連絡調整を必要とする場合などにおいて、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て、防災活動を実施する。また、市町村および指定地方公共機関の防災活動を援助し、その総合調整を行う。

### 《処理すべき事務または業務の大綱》

#### 【災害予防】

- ・県防災会議に係る事務に関すること
- ・県災害対策本部等の防災対策組織の整備に関すること
- ・防災施設の整備に関すること
- ・防災に係る教育・訓練に関すること
- ・国、市町村および防災関係機関との連絡調整に関すること
- ・他の都道府県との相互応援および広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること
- ・防災に必要な資機材等の整備・備蓄に関すること
- ・生活必需品や応急食料等の備蓄に関すること
- ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言および立入り検査に関すること

- ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- ・防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事
- ・防災知識の普及に関する事
- ・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事
- ・消防応援活動調整本部に関する事
- ・企業等の防災対策の促進に関する事
- ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事
- ・災害ボランティアの受入れ体制の整備に関する事
- ・保健衛生・防疫体制の整備に関する事
- ・帰宅困難者対策の推進に関する事
- ・北九州空港連絡橋の道路・橋梁の安全対策に関する事

【災害応急対策】

- ・災害予警報等情報の収集・伝達に関する事
- ・市町村の実施する被災者の救助の応援および調整に関する事
- ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事
- ・災害救助法に基づく被災者の救助に関する事
- ・災害時の防疫その他保健衛生に関する事
- ・水防管理団体（町）が実施する水防活動および町が実施する消防活動に対する指示、調整に関する事
- ・公共土木施設（北九州空港連絡橋も含む）、農地および農林水産用施設等に対する応急措置に関する事
- ・農産物、家畜、林産物および水産物に対する応急措置に関する事
- ・緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認および確認証明書の交付に関する事
- ・自衛隊の災害派遣要請に関する事
- ・県管理港湾施設等の維持管理および障害物等の除去に関する事
- ・災害ボランティアの活動支援に関する事
- ・県が所管する施設の被災状況調査に関する事

【災害復旧】

- ・公共土木施設、農地および農林水産用施設等の災害復旧および改良に関する事
- ・物価の安定に関する事
- ・義援金品の受領・配分に関する事
- ・災害復旧資材の確保に関する事
- ・災害融資等に関する事

### 第3. 福岡県警察本部(行橋警察署(苅田交番))

《処理すべき事務または業務の大綱》

【災害予防】

- ・災害警備計画に関すること
- ・警察通信確保に関すること
- ・関係機関との連絡協調に関すること
- ・災害装備資機材の整備に関すること
- ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- ・防災知識の普及に関すること

【災害応急対策】

- ・災害情報の収集および伝達に関すること
- ・被害実態の把握に関すること
- ・被災者の救出および負傷者等の救護に関すること
- ・行方不明者の捜索に関すること
- ・危険箇所の警戒および住民に対する避難指示、誘導に関すること
- ・不法事案等の予防および取締りに関すること
- ・被災地や避難場所、重要施設等の警戒に関すること
- ・避難路および緊急交通路の確保に関すること
- ・交通の混乱の防止および交通秩序の確保に関すること
- ・広報活動に関すること
- ・遺体の死因・身元の調査等に関すること

### 第4. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県および市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

《処理すべき事務または業務の大綱》

#### 1. 九州管区警察局

【災害予防】

- ・警備計画等の指導に関すること

【災害応急対策】

- ・広域緊急援助隊の運用および広域的な応援の指導調整に関すること
- ・広域的な交通規制の指導調整に関すること
- ・他の管区警察局との連携に関すること
- ・管区内の指定地方行政機関との協力および連絡調整に関すること
- ・警察通信の運用に関すること
- ・津波警報等の伝達に関すること



## 2. 福岡財務支局

### 【災害応急対策】

- ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること
- ・国有財産の無償貸付等の措置に関すること

### 【災害復旧】

- ・地方公共団体に対する災害融資に関すること
- ・災害復旧事業の査定立会い等に関すること

## 3. 九州厚生局

- ・災害状況の情報収集、通報に関すること
- ・関係職員の現地派遣に関すること
- ・関係機関との連絡調整に関すること

## 4. 九州農政局

### 【災害予防】

- ・米穀の備蓄に関すること
- ・防災体制の指導および農地防災事業の推進に関すること
- ・農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること

### 【災害応急対策】

- ・応急用食料の調達・供給に関すること
- ・農業関係被害の調査・報告に関すること
- ・災害時における病虫害の防除および家畜の管理等に関すること
- ・種子および飼料の調達・供給に関すること

### 【災害復旧】

- ・被害農業者等に対する融資等に関すること
- ・農地・施設の復旧対策の指導に関すること
- ・農地・施設の復旧事業費の査定に関すること
- ・土地改良機械の緊急貸付に関すること
- ・被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること
- ・技術者の応援派遣等に関すること

## 5. 九州森林管理局（福岡森林管理署）

### 【災害予防】

- ・国有保安林・治山施設の整備に関すること
- ・林野火災予防体制の整備に関すること

### 【災害応急対策】

- ・林野火災対策の実施に関すること
- ・災害対策用材の供給に関すること

### 【災害復旧】

- ・復旧対策用材の供給に関すること

## 6. 九州経済産業局

### 【災害予防】

- ・各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事

### 【災害応急対策】

- ・災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事
- ・り災事業者の業務の正常な運営確保に関する事
- ・電気、ガス、石油製品等の円滑な供給確保に関する事

### 【災害復旧】

- ・生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事
- ・被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋（あっせん）に関する事

## 7. 九州産業保安監督部

### 【災害予防】

- ・火薬、高圧ガス、都市ガスおよび電気施設等の保安確保対策の推進に関する事

### 【災害応急対策】

- ・鉱山における応急対策の監督指導に関する事
- ・火薬、高圧ガス、都市ガスおよび電気施設等の保安確保に関する事

## 8. 九州運輸局（福岡運輸支局）

### 【災害予防】

- ・交通施設および設備の整備に関する事
- ・宿泊施設等の防災設備に関する事

### 【災害応急対策】

- ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事
- ・災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事
- ・災害時における輸送機関等の広報・宣伝指導に関する事
- ・災害時における輸送分担、連絡輸送および物資輸送拠点等の調整に関する事
- ・緊急輸送命令に関する事

## 9. 国土交通省 大阪航空局（北九州空港事務所）

### 【災害予防】

- ・指定地域上空の飛行規制等、その他周知徹底に関する事
- ・航空通信連絡情報および航空管制の整備に関する事

### 【災害応急対策】

- ・災害時における航空機輸送の安全確保に関する事
- ・遭難航空機の捜索および救助活動に関する事

## 10. 第七管区海上保安本部（門司海上保安部、苅田海上保安署）

### 【災害予防】

- ・海上災害に関する防災訓練および啓発指導に関すること
- ・流出油防除資機材の整備および油防除組織の育成指導に関すること

### 【災害応急対策】

- ・避難の援助および勧告並びに警報等の伝達に関すること
- ・海難の救助および危険物等の海上流出対策に関すること
- ・人員および救助物資の緊急海上輸送に関すること
- ・海上交通の安全確保および海上の治安の維持に関すること
- ・海上の流出油に対する防除措置に関すること

## 11. 福岡管区気象台

### 【災害予防・災害応急対策】

- ・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
- ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- ・地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関すること
- ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

## 12. 九州総合通信局

### 【災害予防】

- ・非常通信体制の整備に関すること
- ・非常通信協議会の育成指導および実施訓練等に関すること
- ・災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸し出しに関すること

### 【災害応急対策】

- ・災害時における電気通信の確保に関すること
- ・非常通信の統制、管理に関すること
- ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること

## 13. 福岡労働局（行橋労働基準監督署）

### 【災害予防】

- ・事業場における災害防止のための指導監督に関すること
- ・労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及・高揚に関すること

### 【災害応急対策】

- ・労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること
- ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋（あつせん）等に関すること

#### 14. 九州地方整備局（北九州国道事務所、苅田港湾事務所）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について、下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合には、「苅田町における大規模な災害時の応援に関する協定」に基づく適切な緊急対応を実施する。

##### 【災害予防】

- ・ 気象観測通報についての協力に関すること
- ・ 防災上必要な教育および訓練等に関すること
- ・ 災害危険区域の選定または指導に関すること
- ・ 防災資機材の備蓄・整備に関すること
- ・ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること
- ・ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
- ・ 水防警報等の発表および伝達に関すること
- ・ 港湾施設の整備と防災管理に関すること

##### 【災害応急対策】

- ・ 洪水予警報の発表および伝達に関すること
- ・ 水防活動の指導に関すること
- ・ 災害時における交通規制および輸送の確保に関すること
- ・ 災害広報に関すること
- ・ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
- ・ 緊急物資および人員輸送活動に関すること
- ・ 海上の流出油に対する防除措置に関すること
- ・ 監視カメラおよび災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること
- ・ 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること
- ・ 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること
- ・ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること
- ・ 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること

##### 【災害復旧】

- ・ 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
- ・ 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

#### 15. 九州防衛局

##### 【災害応急対策】

- ・ 災害時における防衛省（本省）との連携調整
- ・ 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援

#### 16. 国土地理院九州地方測量部

##### 【災害応急対策】

- ・ 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること

##### 【災害復旧】

- ・ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

## 17. 九州地方環境事務所

### 【災害予防】

- ・所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関すること
- ・環境監視体制の支援に関すること

### 【災害復旧】

- ・災害廃棄物等の処理対策に関すること

## 第5. 自衛隊(陸上自衛隊第四師団・小倉駐屯地)

《処理すべき事務または業務の大綱》

### 【災害予防】

- ・災害派遣計画の策定に関すること
- ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること

### 【災害応急対策】

- ・災害派遣による県、市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援・協力に関すること

## 第6. 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

《処理すべき事務または業務の大綱》

### 1. 九州旅客鉄道(株)(JR 苅田駅、JR 小波瀬西工大前駅)

#### 【災害予防】

- ・鉄道施設の防火管理に関すること
- ・輸送施設の整備等の安全輸送の確保に関すること
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

#### 【災害応急対策】

- ・災害時における鉄道車両等による救護物資、避難者等の緊急輸送に関すること
- ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること

#### 【災害復旧】

- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

### 2. 西日本電信電話(株)北九州支店(NTT西日本)、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ(九州支社)、楽天モバイル(株)

#### 【災害予防】

- ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- ・応急復旧用通信施設の整備に関すること

【災害応急対策】

- ・津波警報等、気象警報の伝達に関する事
- ・災害時における重要通信に関する事
- ・災害関係電報、電話料金の減免に関する事

3. 日本銀行（北九州支店）

【災害予防・災害応急対策】

- ・銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関する事
- ・資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置に関する事
- ・金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事
- ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事
- ・各種措置に関する広報に関する事

4. 日本赤十字社（福岡県支部）

【災害予防】

- ・災害医療体制の整備に関する事
- ・災害医療用薬品等の備蓄に関する事

【災害応急対策】

- ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
- ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関する事

5. 日本放送協会（福岡放送局）

【災害予防】

- ・防災知識の普及に関する事
- ・災害時における放送の確保対策に関する事

【災害応急対策】

- ・気象予警報等の放送周知に関する事
- ・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関する事
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- ・災害時における広報に関する事

【災害復旧】

- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

6. 西日本高速道路（株）（NEXCO西日本）

【災害予防】

- ・管理道路の整備と防災管理に関する事

【災害応急対策】

- ・管理道路の疎通の確保に関する事

【災害復旧】

- ・被災道路の復旧事業の推進に関する事

**7. 日本通運（株）（福岡支店）、福山通運（株）、佐川急便（株）、ヤマト運輸（株）、西濃運輸（株）**

【災害予防】

- ・緊急輸送体制の整備に関すること

【災害応急対策】

- ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること

【災害復旧】

- ・復旧資材等の輸送協力に関すること

**8. 九州電力（株）（行橋営業所）、九州電力送配電（株）（行橋配電事業所）**

【災害予防】

- ・電力施設の整備と防災管理に関すること

【災害応急対策】

- ・災害時における電力の供給確保に関すること

【災害復旧】

- ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

**9. 日本郵便（株）（苅田郵便局）**

【災害応急対策】

- ・災害時における郵便事業運営の確保に関すること
- ・災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援護対策およびその窓口業務の確保

## 第7. 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

### 《処理すべき事務または業務の大綱》

**1. 西日本鉄道（株）**

【災害予防】

- ・鉄道（バス）施設の防火管理に関すること
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

【災害応急対策】

- ・災害時における鉄道（バス）等による救援物資や避難者等の緊急輸送に関すること
- ・災害時における鉄道等通信施設の利用に関すること

【災害復旧】

- ・被災鉄道（バス）施設の復旧事業の推進に関すること

## 2. 西部ガス（株）（北九州事業所）

### 【災害予防】

- ・ガス施設の整備と防火管理に関すること
- ・導管の耐震化の確保に関すること

### 【災害応急対策】

- ・災害時におけるガスの供給確保に関すること

### 【災害復旧】

- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

## 3. 公益社団法人福岡県水難救済会

### 【災害応急対策】

- ・水難等による人命および船舶の救助に関すること

## 4. （株）西日本新聞社、（株）朝日新聞西部本社、（株）毎日新聞西部本社、（株）読売新聞西部本社、（株）時事通信社福岡支社、一般社団法人共同通信社福岡支社、（株）熊本日日新聞社福岡支社、（株）日刊工業新聞社西部支社

### 【災害予防】

- ・防災知識の普及に関すること
- ・災害時における報道の確保対策に関すること

### 【災害応急対策】

- ・気象予警報等の報道周知に関すること
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- ・災害時における広報に関すること

### 【災害復旧】

- ・被災報道施設の復旧事業の推進に関すること

## 5. 戸畑共同火力（株）

### 【災害予防】

- ・災害時の電力供給の確保に関すること

## 6. RKB毎日放送（株）、（株）テレビ西日本、九州朝日放送（株）、（株）福岡放送、（株）エフエム福岡、（株）TVQ九州放送、（株）CROSS FM、ラブエフエム国際放送（株）

### 【災害予防】

- ・防災知識の普及に関すること
- ・災害時における放送の確保対策に関すること

### 【災害応急対策】

- ・気象予警報等の放送周知に関すること
- ・避難所等への受信機の貸与に関すること



- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- ・災害時における広報に関する事

【災害復旧】

- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

**7. 公益社団法人福岡県医師会（京都（みやこ）医師会）**

【災害予防・災害応急対策】

- ・災害時における医療救護の活動に関する事
- ・負傷者に対する医療活動に関する事
- ・防災会議における行政関係機関および郡市医師会・医療機関間の連絡調整に関する事

**8. 公益社団法人福岡県看護協会**

【災害予防】

- ・災害看護についての研修や訓練に関する事

【災害応急対策】

- ・要配慮者への支援に関する事
- ・避難所等における看護活動に関する事
- ・災害支援看護職の要請・受け入れ等の支援に関する事

**9. 一般社団法人福岡県歯科医師会（京都（みやこ）歯科医師会）**

【災害予防】

- ・歯科医療救護活動体制の整備に関する事

【災害応急対策】

- ・災害時の歯科医療救護活動に関する事

**10. 公益社団法人福岡県薬剤師会**

【災害予防】

- ・患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関する事

【災害応急対策】

- ・災害医療救護活動に関する事
- ・医薬品等の供給に関する情報収集および連絡体制の構築に関する事
- ・医薬品等の供給（仕分け、管理および服薬指導等）に関する事
- ・指定一般避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関する事
- ・その他公衆衛生活動に関する事

**11. 公益社団法人福岡県獣医師会**

【災害応急対策】

- ・愛玩動物の応急治療及び保護に関する事
- ・愛玩動物救護のための健康相談・支援に関する事

## 1 2. 公益社団法人福岡県トラック協会（行橋分会）

### 【災害予防】

- ・緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること

### 【災害応急対策】

- ・緊急・救援物資の輸送協力に関すること

## 1 3. 一般社団法人福岡県L P ガス協会

### 【災害予防】

- ・L P ガス施設の整備と防災管理に関すること
- ・L P ガス供給設備の耐震化の確保に関すること

### 【災害応急対策】

- ・災害時におけるL P ガスの供給確保に関すること

### 【災害復旧】

- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

## 1 4. 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

### 【災害予防】

- ・社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること
- ・職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること

### 【災害応急対策】

- ・福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関すること
- ・災害ボランティアの活動体制強化に関すること
- ・福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取組みに関すること

## 第8. 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

《処理すべき事務または業務の大綱》

### 1. 農業協同組合（福岡京築農業協同組合 苅田支店）

- ・農林関係の県、町の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- ・共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施
- ・被災農業者に対する融資およびその斡旋（あっせん）
- ・被災農業者に対する生産資材の確保、斡旋（あっせん）

### 2. 苅田町漁業協同組合

- ・水産関係の県、町の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- ・共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施
- ・被災漁業者に対する融資の斡旋（あっせん）

- ・被災漁業者に対する生産資材の確保、斡旋（あっせん）

### 3. 苅田商工会議所

- ・災害知識の普及・啓発に関すること
- ・商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめおよび斡旋（あっせん）等に関する  
こと
- ・救助用物資、復旧資材の確保についての協力・斡旋（あっせん）に関すること
- ・災害時における物価安定についての協力に関すること
- ・災害救助用および復旧用物資の確保についての協力に関すること

### 4. 京都（みやこ）森林組合

- ・共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施に関すること
- ・農林関係の県、町の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること
- ・被災農林業者に対する融資およびその斡旋（あっせん）に関すること
- ・被災農林業者に対する生産資材の確保斡旋（あっせん）に関すること

### 5. 高圧ガス、危険物関係施設の管理者

- ・災害時における危険物等の保安処置および燃料の供給に関すること
- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

### 6. 生活協同組合、各種社会福祉団体、女性（婦人）防火クラブ・区長会・老人クラブ 連合会・婦人会の団体、行政区等地域住民組織、その他公共的な活動を営むもの

- ・町が行う防災活動に対する公共的業務に応じた協力に関すること

### 7. 病院等医療施設の管理者

- ・避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護に関すること
- ・災害時における負傷者等の医療・助産救助に関すること

### 8. 学校法人等

- ・避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
- ・被災時における教育対策に関すること

### 9. 苅田町社会福祉協議会

- ・ボランティア活動の支援に関すること
- ・要配慮者への救助および生活支援活動の協力に関すること

## 第2節 住民および企業等の基本的責務

### 第1. 住民の基本責務

町民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日頃から自主的に災害に備えるものとする。

また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないなどの必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。

### 第2. 企業等の基本責務

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や、防災訓練・研修の実施に努めるものとする。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、国、県、町との物資・役務の供給協定の締結に努める。

## 第5章 災害に関する調査研究の推進

### 第1. 防災関係機関の調査研究

町並びに防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的で計画的な防災対策を推進するため、災害要因の調査、被害想定および社会環境の変化に対応した防災体制等について調整研究を継続的に実施または推進し、その成果を積極的に災害防災対策に取り込み、その充実を図る。

### 第2. 大学・学会・防災研究機関等との連携

災害対策の推進に当たっては、災害および防災に関する調査研究を行う大学等の防災研究機関との緊密な連携が重要である。特に、東日本大震災のような大規模な災害による被害の甚大性等に鑑みれば、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性が極めて高い。

具体的には、町は県と連携して、構造物の耐震補強などに関する土木工学、建築学など工学的応用学的分野での調査研究、災害時の人間行動や情報伝達など社会学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、災害による被害の軽減を図るための災害および防災に関する調査研究を一層総合的に推進し、大学等の防災研究機関と連携を図るとともに、その体制構築に努める。